

○日本獣医生命科学大学動物実験規程

(平成 23 年 4 月 1 日規程第 2 号)

改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。))が行う生命科学の教育・研究における動物実験等の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月法律第 105 号)」(以下「法」という。))、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号)」(以下「飼養保管基準」という。))、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月文部科学省告示第 71 号)」(以下「基本指針」という。))等に基づき、本学における動物実験等が科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験等の実施を促すことを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物実験施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設をいう。
- (3) 動物飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養又は保管する施設をいう。
- (4) 動物実験室 実験動物に実験操作(48 時間以内の一時的保管を含む)を行う実験室をいう。
- (5) 施設等 動物実験施設、動物飼養保管施設及び動物実験室をいう。
- (6) 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物をいう。
- (7) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (8) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (9) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (10) 管理者 学長の命を受け、施設等及び動物実験室を管理する者をいう。
- (11) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

(12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(13) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(14) 指針等 「基本指針」及び他省庁の定める基本指針及び日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

第2章 適用範囲

(適用の範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類を用いたすべての動物実験等に適用する。

2 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努める。

3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第3章 学長の責務

(学長の責務)

第4条 学長は、機関の長として、本学における適正な動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

第4章 動物実験委員会

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物飼養保管施設及び動物実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の役割)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) 動物実験計画が指針等に適合していることの審議に関すること。

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

(3) 施設等の審査及び管理状況並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。

(4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。

(6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有すると認められる本学の教育職員のうちから、学長が指名する者 若干名
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有すると認められる本学の教育職員のうちから、学長が指名する者 若干名
 - (3) その他学識経験を有する者のうちから、学長が指名する者 若干名
- 2 前項各号の委員は、学長がこれを任命する。
- (委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に退任した場合、後任として選任される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第10条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員が当該審議案件の関係者であるときは、当該委員は、当該審議に加わることはできず、かつ、その数は委員総数に参入しない。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員長が必要と認めたときは、持ち回り審議をすることができる。
- 7 委員及び委員会に出席した者は、委員会において知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

(事務)

第11条 委員会の議事録作成及び運営に関する事務は、事務部研究推進課が担当する。

第5章 動物実験等の実施

(実験計画書の作成)

第12条 動物実験責任者(以下「責任者」という。)は、動物実験等により取得されるデータの科学的信頼性を確保すると同時に、動物実験倫理の観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 動物実験等の目的、意義及び必要性

(2) 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(3) 動物の選択

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物の適切な利用に配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減

科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。責任者は当該動物実験計画における具体的実験処置と、予想される苦痛の程度を動物実験計画書に記述すること。

(5) 人道的エンドポイント

責任者は、苦痛度の高い動物実験等又は致死的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から動物を解放するためのエンドポイント(実験打切りの時期)を実験計画段階で設定すること。

(動物実験計画の承認及び変更)

第13条 学長は、責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を受け、当該計画の承認又は非承認を決定し、責任者へ通知するものとする。

2 責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

3 責任者は、第1項で承認を得た動物実験計画を変更する場合は、その変更内容を記した動物実験計画書及び動物実験(変更・追加)申請書を作成し、再度学長に提出しなければならない。この場合、当該計画書に記載の動物実験計画についても第1項及び第2項の規定が適用されるものとする。

4 動物実験計画書の有効期限は毎年度3月31日とし、4月1日以降継続する場合は、新たに計画書を提出するものとする。

5 学長は、第1項の規定により承認した動物実験計画について、必要に応じ、当該計画の実施状況等に関して委員会に諮り、委員会の助言を受けて当該計画の禁止又は中止を勧告することができる。

(安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等)

第 14 条 学長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等について動物実験計画を承認した場合には、次の各号に掲げる事項に配慮し、当該計画に関わる動物実験実施者等の安全確保並びに実験動物及び施設等内外の汚染防止に努める。

- (1) 物理的又は化学的に危険な材料若しくは病原体等を取扱う、人の安全・健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす危険性のある動物実験等を実施する際には、動物実験実施者等の安全確保について特に注意を払わなければならない。
- (2) 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、実験動物の健康保持に配慮しなければならない。
- (3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、関係法令等に従わなければならない。

(動物実験実施者の遵守事項)

第 15 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たり、法、飼養保管基準及び指針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 前条に該当する動物実験等については、関係法令等を遵守し、安全確保及び汚染防止に関する学長の指示に従うこと。
- (4) 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(動物実験等実施後の報告)

第 16 条 責任者は、動物実験等を終了又は中止したときは、動物実験(終了・中止)報告書により動物実験等を実施した結果及び成果等又は動物実験等を中止した理由等について、速やかに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告内容を委員会に諮り、必要に応じ、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

第 6 章 施設等

(施設等の整備)

第 17 条 学長は、教育・研究上の必要性に即した動物実験等を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験施設の整備に努め、施設・設備の適切な管理運営に必要な施設管理者及び飼育技術者等を充実して組織体制の整備に努める。

(動物実験等の実施場所)

第 18 条 本学における動物実験施設は、原則として日本獣医生命科学大学生命科学共同研究施設及び日本獣医生命科学大学生命科学共同研究施設分室(以下「共同研究施設」という。)とする。

(動物実験施設の要件)

第 19 条 動物実験施設は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造を有すること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。
- (7) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(動物飼養保管施設の設置)

第 20 条 共同研究施設以外の場所に動物飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合、管理者は動物飼養保管施設(設置・変更)申請書を提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された動物飼養保管施設について委員会に審査を付議し、その結果を受け、当該設置の承認又は非承認を決定し、当該申請者へ通知するものとする。
- 3 動物飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た動物飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管を行うことはできない。

(動物飼養保管施設の要件)

第 21 条 動物飼養保管施設の要件は、第 19 条に準じるものとする。

(動物実験室の設置)

第 22 条 共同研究施設以外の場所に動物実験室を設置(変更を含む)する場合、管理者は動物実験室(設置・変更)申請書を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された動物実験室について委員会に審査を付議し、その結果を受け、当該設置の承認又は非承認を決定し、当該申請者へ通知するものとする。
- 3 動物実験室の管理者は、学長の承認を得た動物実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時的保管を含む)を行うことはできない。

(動物実験室の要件)

第 23 条 動物実験室は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)

第 24 条 管理者は、施設等の適切な維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、施設等及び周辺の環境衛生の保全に努めなければならない。

(動物実験施設の廃止)

第 25 条 管理者は、施設等を廃止する場合、施設等(動物実験室・動物飼養保管施設)廃止届を速やかに学長に届け出なければならない。

- 2 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第 7 章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

第 26 条 実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施しなければならない。

(飼養保管マニュアルの作成と周知)

第 27 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の導入)

第 28 条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令及び指針等に基づき適正に管理している機関から導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、動物種と履歴に応じた適切な検疫、隔離飼育等を行い、飼養環境への順化・順応を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、動物実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないように必要な措置を講じるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 29 条 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- (3) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(実験動物の記録の保存及び報告)

第 30 条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録管理を整備、保存しなければならない。また、特定危険動物又は特定外来生物等については、マイクロチップ等による識別措置を講じるものとする。

2 管理者等は、飼養保管した実験動物の種類、匹数等について、年度ごとに学長に報告しなければならない。

(実験動物の譲渡等の際の情報提供)

第 31 条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(実験動物の輸送)

第 32 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第 8 章 安全管理

(危害防止)

第 33 条 管理者等は、実験動物が施設等から逸走しないよう必要な措置を講じなければならない。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うとともに、発生した場合には必要な措置を講じなければならない。

3 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

4 管理者は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 34 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

第 9 章 教育訓練

(教育訓練等)

第 35 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に行うために必要な基礎知識の修得を目的とした次の各号に定める教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) その他、動物実験等の適正な実施及び実験動物の適正な取扱い並びにそのための教育訓練に関して、学長の諮問により委員会が審議又は調査して学長に報告した事項

2 前項に定める教育訓練を実施した場合は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(人獣共通感染症に係る知識の習得等)

第36条 管理者等は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第10章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価及び検証)

第37条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、委員会に定期的に法、飼養保管基準及び基本指針等への適合性に関し、自己点検及び評価を実施させる。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、第1項に定める自己点検及び評価について、本学以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第11章 情報公開

(情報の公開)

第38条 前条に基づく自己点検及び評価の結果について、年1回程度、適切な手段により公開するものとする。

第12章 補則

(準用)

第39条 第2条第6号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うものとする。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第41条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 日本獣医生命科学大学動物実験指針(昭和 63 年 6 月 14 日施行)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。